

(別紙 1)

運用の基本方針の策定指針

1 運用の目的

(規定すべき内容)

年金資産の運用目的（確定給付企業年金の加入者に対する年金たる給付及び一時金たる給付の支払いの必要性を満たすため等）を規定するとともに、その具体化のための方針について規定する。

(留意事項)

年金資金は、一般的には長期運用を行っていくことが基本である。ただし、規約型企業年金又は基金の成熟度や母体企業の状況等に応じて、長期運用との整合性に配慮しながら、中期的な下振れリスクなどに留意することが必要である。

2 運用目標

(規定すべき内容)

(1) 運用の目的を達成するための具体的な収益目標を定める。

(2) 期待収益率についてもここで記載することができる。

(留意事項)

短期的な運用目標を定めることは適当ではなく、下記 3 で定める資産構成から期待される収益と整合性のあるものでなければならない。

3 資産構成に関する事項

(規定すべき内容)

事業主等が長期にわたり維持すべき資産の構成割合（以下「政策的資産構成割合」という。）又は資産構成についての方針について規定するものである。

なお、自家運用を行う基金又は株式で掛金を納付する事業主若しくは株式による掛金の納付を受ける基金は、適切な資産の管理運用を行うために政策的資産構成割合を定める。

(留意事項)

政策的資産構成割合の策定は、リスク管理上で最も重要であるので、受託保証型確定給付企業年金を実施する場合を除き、策定しなければならない。また、基本方針の策定が義務づけられていない受託保証型確定給付企業年金を実施する事業主においても、政策的資産構成割合を策定することが望ましい。

4 運用に当たっての留意事項

(1) リスク管理について、以下の事項を規定することが望ましい。

① リスク管理の基本的な考え方を規定する。

(留意事項)

リスク・リターン等の特性が異なる複数の資産クラスに分散投資す

ることが、資産運用におけるリスク管理の基本である。また、将来にわたる資産側及び負債側の変動予測を踏まえ、資産と負債を総合的に管理することが重要である。

② 具体的なリスク管理の方法を規定する。

(例) ポートフォリオ管理の適切な実施

ア 資産全体のリスク管理に関する事項

(例) 適切な方法により政策的資産構成割合を策定する。また、同時にリバランス（再調整）のルールを定め適切にリバランスを行う。

イ 各資産クラスごとのリスク管理に関する事項

(例) 投資対象とする資産や格付を明確化すること、流動性、発行条件、発行体等についての調査・分析を踏まえて投資対象とする銘柄を選択すること、発行体等の分散化を図ること等により、価格変動リスク、信用リスク、流動性リスク等を管理する。

ウ 運用受託機関ごとのリスク管理に関する事項

(例) 運用指針及びベンチマークを示し、トラッキングエラー又はアクティブリスク等の管理や、運用指針の遵守状況の確認等により、運用受託機関を適切に管理する。

(注) 主なリスクの種類

i 市場関連リスク

価格変動リスクー株価、金利、為替等の資産価格の変動によるリスク

信用リスクー債券、株式等の発行体の経営破綻等により、返済や受け渡し等が実行されなくなるリスク

流動性リスクー資産の流動性が低いために売却時に価格が低下したり、売却そのものが困難になるリスク

ii オペレーショナル・リスクー事務上のミスや管理システムの障害によるリスク

iii コンプライアンス・リスクー関連法規違反や内部不正によるリスク

iv 負債サイドのリスクー予定外の債務の変動や運用収益の不足により、積立水準に不足するリスク、給付に必要なキャッシュの確保に係るリスク

③ その他、キャッシュフローの確保等、必要な事項について規定する。

(2) 運用受託機関の選任、運用業務に関する報告の内容及び方法、運用受託機関の評価

(規定すべき内容)

① 運用受託機関の選任に当たっての基準や考え方を規定する。

② 運用業務に関する報告の内容及び方法に関して、運用受託機関にどのような頻度、形式(ミーティングあるいは文書等)、方法で報告を求める

かを定める。

- ③ 運用受託機関の評価に関して、運用受託機関の投資哲学、運用体制、運用実績等に関する評価方法について規定する。

(留意事項)

運用受託機関を選任するにあたっては、運用受託機関に支払う運用報酬等運用に要する費用については、運用スタイルや運用コスト等に照らして合理的に判断するものとする。

(3) 運用業務に関し遵守すべき事項

(規定すべき内容)

運用業務に関し遵守すべき事項として、運用に当たって、事業主又は基金の理事及び運用受託機関が法令で求められる行為準則に関する事項の他に、事業主等として定めた遵守事項や禁止事項を規定する。一般的な事項と個別の取引類型に関するものとに分けて規定することができる。

(4) その他の事項

(規定すべき内容)

- ① 株式で掛金を納付する事業主又は株式による掛金の納付を受ける基金においては、納付した株式又は納付された株式の利用方法（例：給付費に充てるためのキャッシュ化ファンドとして利用する）及び制約事項（例：独立した株式ファンドとして管理する）等を規定する。

(規定することが望ましい事項)

- ② デリバティブを利用する場合は、その利用方法、利用範囲についての制限を規定する。

(例) 運用の健全性に配慮し、投機的取引を行わないこと。

- ③ 運用費用に関する事項について規定する。

(例) 運用受託機関が最良執行に努め、総取引コストが最小になるよう売買執行を行うものとする。

(留意事項)

資産規模、成熟度、母体企業の状況等規約型企業年金又は基金の状況に応じて必要な事項を定めるべきである。

5 自家運用に関する事項

(規定すべき内容)

自家運用を行う基金は、年金資産の運用における自家運用の役割と位置付け（委託運用を含めた基金全体の運用の中で自家運用が担うべき役割等）、管理運用の体制、運用対象及び運用実績の評価方法等を規定する。

(留意事項)

運用対象の種類に応じて必要な事項を定めるべきである。なお、株式インデックス運用については、対象となる株価指数、運用方法（完全法、層化抽出法、最適化法等）及び目標トラッキングエラー等を記載すべきである。

管理運用の体制については、法令で求められる体制の他に、有価証券の発注、リスク管理、コンプライアンス（法令等の遵守）等を含めた内部管理体制

制を整備し、記載することが望ましい。

6 その他運用業務に関し必要な事項

(規定すべき内容)

上記事項の他、事業主等の判断により運用の基本方針に記載すべき事項とされた事項を規定する。

特に、積立金の運用に関する事項の他、適切な資産管理の業務を行うため、資産管理機関の選任・評価に関する事項、資産管理機関が法令で求められる行為準則に関する事項並びに資産管理業務に関する報告の内容及び方法に関する事項等資産管理に関する事項を記載することが望ましい。

(別紙 2)

運用指針の策定指針

1 資産構成に関する事項

(規定すべき内容)

事業主等が長期にわたり維持すべき資産の構成割合（以下「政策的資産構成割合」という。）を前提として各運用受託機関が遵守すべき資産構成割合の基準及び許容幅、又は資産構成についての方針について規定する。

なお、自家運用を行う基金又は株式で掛金を納付する事業主若しくは株式による掛金の納付を受ける基金は、政策的資産構成割合を前提に、各運用受託機関が遵守すべき資産構成割合及び許容幅を規定しなければならない。

(留意事項)

生命保険会社の第一特約のうち総合口については、生命保険会社が自らの運用方針に基づいて資産構成を策定した商品であることから、契約の締結に当たっては、その商品の特性が事業主等の運用指針に適合するものであるかどうかについて、事業主等と運用受託機関の双方が確認する必要があること。

2 運用手法に関する事項

(規定すべき内容)

(1) 運用に関して、パッシブ運用（市場平均の収益を目指す運用）又はアクティブ運用（市場平均を上回る収益を目指す運用）などの運用手法を規定する。

(2) 各資産ごとの市場ベンチマーク（市場動向の指標）についてもここで記載する。

(留意事項)

パッシブ運用の指示をする場合には、当該運用受託機関のベンチマークとの連動性を確保する能力を十分評価した上で行うこと。また、アクティブ運用の指示をする場合には、当該運用方法がベンチマークに対する超過収益を獲得する合理性を有しているかを十分確認の上、当該運用手法を用いることによるポートフォリオ全体のリスク・リターン特性への影響、当該運用受託機関の超過収益獲得の能力等を評価し、指示すること。

3 運用業務に関する報告の内容及び方法に関する事項

(規定すべき内容)

運用に関して、各運用受託機関ごとにどのような頻度、形式（ミーティングあるいは文書等）、方法で報告を求めるかを規定する。

4 運用受託機関の評価に関する事項

(規定すべき内容)

各運用受託機関の投資哲学、運用体制、運用実績等に関する評価方法について規定する。

(留意事項)

運用受託機関を一律に評価することは適切ではなく、各資産別又はスタイル別にベンチマーク又はスタイル・ベンチマークなどとの対比において比較評価する方法等を規定することが必要である。

5 運用業務に関し遵守すべき事項

(規定すべき事項)

運用に当たって、各運用受託機関が遵守すべき事項（法令で求められる行為準則に関する事項など）や禁止事項を規定するものである。

なお、株式で掛金を納付する事業主又は株式による掛金の納付を受ける基金においては、納付した株式又は納付された株式に係る運用を委託する運用受託機関に対し、当該株式の利用方法（例：給付費に充てるためのキャッシュ化ファンドとして利用する）や制約事項（例：独立した株式ファンドとして管理する）等を規定しなければならない。

(留意事項)

各運用受託機関に提示した資産構成、運用手法等に応じて、投資適格資産、売買遵守事項、デリバティブの利用法等必要な事項を規定する。

6 その他運用業務に関し必要な事項

(規定すべき事項)

上記事項の他、事業主等の判断により運用指針に記載すべき事項とされた事項を規定する。

特に、運用の委託をする運用受託機関に提示する運用指針の他に、資産管理の委託をする資産管理機関についても適切な資産管理を行うため、資産管理機関の評価に関する事項、資産管理機関が法令で求められる行為準則に関する事項並びに資産管理業務に関する報告の内容及び方法に関する事項等について指針を提示することが望ましい。

(別紙3)

確定給付企業年金の積立金の評価方法について

1. 確定給付企業年金の積立金及び保有資産に係る有価証券(金銭の信託の信託財産を含む。以下「有価証券等」という。)等の時価は、その有価証券等の保有区分に応じて、金融商品に係る会計基準及び日本公認会計士協会公表の「金融商品会計に関する実務指針」(以下、「金融商品会計基準等」という。)に準拠して次のとおり取り扱うことができる。

(1) 適用

確定給付企業年金法施行規則(平成14年厚生労働省令第22号)第48条【積立金の額の評価の方法】第1第1号に規定する時価として金融商品会計基準等に準拠して評価した価額を用いることができる。

なお、同規則第63条【積立金の額の評価】第2項の時価、確定給付企業年金法(平成13年法律第50号)第74条から第77条【規約型企業年金の統合、分割、基金の合併、分割】、第82条の2【確定拠出年金を実施する場合における手続等】、第83条から第90条【確定給付企業年金の終了、厚生労働大臣の承認による終了】及び附則第25条【適格退職年金契約にかかる権利義務の確定給付企業年金への移転】並びに公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律(平成25年法律第63号)附則第5条第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前確定給付企業年金法第111条【厚生年金基金から規約型企業年金への移行】、第112条【厚生年金基金から企業年金基金への移行】及び第114条【解散厚生年金基金等に係る責任準備金の一部の物納】においては適用しない。

(2) 保有区分

有価証券等の保有区分については、次のとおりとする。

- ① 売買目的有価証券
- ② 満期保有目的の債券
- ③ その他有価証券

2. 財政運営及び決算事務の取扱いについて

有価証券等を金融商品会計基準等に準拠して取り扱う場合の保有区分に応じた価額評価については、次のとおりとする。

(1) 価額評価の基準及び評価方法

- ① 有価証券等の取得原価は、購入代価に手数料等の付随費用を加算し、これに平均原価法等の方法を適用して算定した額とする。
- ② 有価証券等は、保有する目的により、次のように区分し、評価差額等について処理した上、それぞれ区分ごとの評価額をもって貸借対照表価額としなければならない。

ア 売買目的有価証券

時価の変動により利益を得ることを目的として保有する有価証券(以下、「売買目的有価証券」という。)は、時価をもって貸借対照表価額とし、評価差額は当期の損益として処理する。

イ 満期保有目的の債券

満期まで所有する意図をもって保有する国債、地方債、政府保証債、その他の債券(以下、「満期保有目的の債券」という。)は、取得原価をもって貸借対照表価額とする。ただし、債券を債券金額より低い価額又は高い価額で取得した場合において、取得価額と債券金額との差額の性格が金利の調整と認められるときは、償却原価法に基づいて算定された価額をもって貸借対照表価額としなければならない。

ウ その他有価証券

売買目的有価証券、満期保有目的の債券以外の有価証券(以下、「その他の有価証券」という。)は、時価をもって貸借対照表価額とし、評価差額は当期の損益として処理する。

エ 時価について

時価とは、公正な評価額をいい、市場において形成されている取引価格、気配又は指標その他の相場に基づく価額をいう。市場において形成されている取引価格、気配又は指標その他の相場がない場合には、合理的に算定された価額を公正な評価額とする。

オ 償却原価法について

償却原価法とは、債権又は債券を債権金額又は債券金額より低い価額又は高い価額で取得した場合において、当該差額に相当する金額を弁済期又は償還期に至るまで毎期一定の方法で貸借対照表価額に加減する方法をいう。なお、この場合には、当該加減額を受取利息に含めて処理する。

③ 満期保有目的の債券とその他の有価証券との区分

ア その他有価証券とは、売買目的有価証券及び満期保有目的の債券以外の有価証券であり、長期的な時価の変動により利益を得ることを目的として保有する有価証券が含まれる。

イ 余裕資金等の運用として、利息収入を得ることを主たる目的として保有する国債、地方債、政府保証債、その他の債券であって、長期保有の意思をもって取得した債券は、資金繰り等から長期的には売却の可能性が見込まれる債券であっても、満期保有目的の債券に区分するものとする。

④ 満期保有目的の債券の保有区分の変更について

満期保有目的の債券を償還期限前に売却した場合には、次に掲げる場合を除き、満期保有目的の債券の全てについて、保有目的の変更があったものとして売買目的有価証券に振り替えなければならない。

ア 満期保有目的の債券を購入した財政再計算後の財政再計算において、財政計画上の資金計画において、満期保有目的の債券の売却収入を財源とした財政計画が策定されている場合であって、当該財政計画に従って売却した場合

イ 満期保有目的の債券を購入した財政再計算後の財政再計算において、金利情勢の変化に対応して、より運用利回りの高い債券に切り換えるため、又は、事業主等が定める信用上の運用基準に該当しなくなったことに伴い、運用基準に該当する他の債券に切り換えるために売却した場合

⑤ 満期保有目的の債券及びその他の有価証券のうち市場価格のあるものについて時価が著しく下落したときは、回復する見込があると認められる場合を除き、時価をもって貸借対照表価額とし、評価差額は当期の費用として処理しなければならない。

(2) 財務諸表への記載方法

貸借対照表への記載は、信託資産(満期保有目的の債券に属すものを除く)、保険資産及び共済資産を除く運用資産は次のとおりとする。

① 売買目的有価証券、満期保有目的の債券のうち1年以内に満期が到来する国債、地方債、政府保証債、その他の債券及び1年以内に満期が到来する預貯金は、流動資産の「投資」に属する。

② 基金等が保有する有価証券及び預貯金の未収配当金及び利息は、流動資産の「未収収益」に属する。

③ 満期保有目的の債券のうち期限が1年を超えて到来する国債、地方債、政府保証債、その他の債券、その他の有価証券及び期限が1年を超えて到来する預貯金は、固定資産の「投資」に属する。

(3) 附属明細書及び注記

確定給付企業年金の財務諸表は、加入者等にとってわかりやすい形で会計情報を開示するものでなければならないが、一方で、各種専門家にとって高度な分析に耐えられるような詳細な情報が含まれていなければならない。このため、貸借対照表や損益計算書はいたずらに複雑なものとならないよう留意しつつ、詳細な情報を附属明細書及び注記によって開示していくものとする。

① 確定給付企業年金は、貸借対照表及び損益計算書の内容を補足するため、有価証券明

細書を作成しなければならない。有価証券明細書は次のとおりとする。

ア 流動資産の投資として計上された有価証券等

売買目的 有価証券	種類及 び銘柄	取得価格	時 価	貸借対照表 計上額	当期損益に含まれた 評価損益	摘要	
	計						
満期保有 目的の債 券	種類及 び銘柄	取得価格	券面 総額	貸借対照表 計上額	当期損益に含まれた 評価差額	時価 総額	摘要
	計						
貸借対照 表計上額 合計							

イ 固定資産の投資として計上された有価証券等

満期保有 目的の債 券	種類及 び銘柄	取得価格	券面 総額	貸借対照表 計上額	当期損益に含まれた 評価差額	時価 総額	摘要
	計						
その他有 価証券	種類及 び銘柄	取得価格	時 価	貸借対照表 計上額	当期損益に含まれた 評価損益	摘要	
	計						
貸借対照 表計上額 合計							

② 確定給付企業年金の財務諸表には、重要な会計方針、その作成日までに発生した重要な後発事象、その他確定給付企業年金の状況を適切に開示するために必要な会計情報を注記しなければならない。

③ 重要な会計方針にかかる注記事項は、まとめて記載するものとする。その他の注記事項についても、重要な会計方針の注記の次に記載することができる。

ア 会計方針とは、確定給付企業年金の財務諸表の作成に当たって、その会計情報を正

しく示すために採用した会計処理の原則及び手続並びに表示の方法をいう。

イ 会計方針の例としては次のようなものがある。

- ・ 有価証券の評価基準及び評価方法
- ・ 外貨建資産及び負債の本邦通貨への換算基準
- ・ 数理的評価の方法

ウ なお、重要な会計方針を変更した場合には、次に掲げる事項を前項による記載の次に記載しなければならない。

- ・ 会計処理の原則又は手続を変更した場合には、その旨、変更の理由及び当該変更が財務諸表に与える影響の内容
- ・ 表示方法を変更した場合には、その内容

(4) 留意事項

① 満期まで所有する意図

次のア及びイを満たしていると年金数理人が認めた場合に限り、満期まで所有する意図をもって保有するものとして、有価証券の保有区分を金融商品会計基準等に準拠して、満期保有目的の債券の取り扱いができる。

ア 満期まで所有する積極的な意思

運用の基本方針において、資金の一部（一定割合、一定額等）又は全部を確実な利回りの確保を目的として債券を満期まで保有することを決定している場合をいう。なお、時価の変動に応じて売却のタイミングを見計らっているものは満期まで所有する意思とはみなされない。

イ 満期まで所有する能力

年金経理の流動資産と固定資産の合計額から流動負債・支払備金・過剰積立金残高を控除した額(以下「純資産」という。)のうち満期保有目的の債券を金融商品会計基準等により評価した場合の純資産の額が、責任準備金の額以上を有しているものは、満期まで所有する能力を有しているものとする。

② 保有目的区分の変更

有価証券等の保有目的の変更については、(1) ④による場合を除き金融商品会計基準等による。

③ 金融商品会計基準等との相違

その他有価証券に区分されるものについては、金融商品会計基準等においては、原則として、時価をもって貸借対照表価額とし、評価差額の合計額を資本の部に計上し、翌期首に取得原価に洗い替えなければならないが、確定給付企業年金の経理においては、企業会計での資本の部に相当する概念がないことから、売買目的有価証券と同様に、評価差額は当期の損益として処理する。

④ その他

確定給付企業年金の積立金及び保有資産を金融商品会計基準に準拠して取り扱う場合あっては、この通知において定めがある場合を除き、金融商品会計基準等によるものとする。

3. 確定給付企業年金の積立金の運用に係る基本方針について

有価証券等を金融商品会計基準等に準拠して取り扱う場合にあつては、「確定給付企業年金制度について（平成14年3月29日年発0329008号）」の別紙2「運用指針の策定指針」の「6 その他運用業務に関し必要な事項」として、確定給付企業年金の運用の基本方針において、「資金の一部（一定割合、一定額等）又は全部を確実な利回りの確保を目的として債券を満期まで保有する」旨を記載しなければならない。

4. 財務諸表等における具体的な取扱い例は次のとおりとする。

勘定科目説明

貸借対照表

(年金経理)

資 産 勘 定			
大 分 類	中 分 類	小 分 類	摘 要
科 目	科 目		
1 純資産 流動資産	現金・預貯金	現金 普通預金 当座預金	(基金型企業年金の場合に限る) 給付を直接支払う場合の未払の 手持ち現金その他年金経理に属す る現金 年金経理に属する預貯金 たとえば、 ①宛先不明又は当該口座がない等 により返戻された給付、②返納金、 返還金、賠償金として受け取った もので預貯金に入っているもの
	投 資	年金特定信託 有価証券 預 貯 金	売買目的有価証券にあつては、 当事業年度末における信託資産の 時価 満期保有目的の債券のうち1年 以内に満期が到来する国債、地方 債、政府保証債、その他の債券の 当事業年度末における価額 金銭信託、定期預金及び譲渡性 預金等で1年以内に満期が到来す る中分類以外の預貯金
	未 収 掛 金	未 収 標 準 掛 金 未 収 特 別 掛 金 未 収 特 例 掛 金 未 収 事 務 費 掛 金	当事業年度末までに当事業年度 分の掛金として事業主が拠出して いない額
	未 収 受 換 金	未 収 受 換 金	他制度から給付の支給に関する 権利義務を承継した場合における 当該権利義務に係る受換金のう ち、まだ受換していないもの
	未 収 返 納 金	未 収 返 納 金	給付の過誤払い返納金で未収と なっているもの
	未 収 収 益	未 収 配 当 金 未 収 利 息	保有する有価証券及び預貯金の 未収配当金及び未収利息
	固 定 資 産	信 託 資 産	年 金 信 託 投 資 一 任
保 険 資 産		一 般 勘 定 特 別 勘 定	当事業年度末における保険資産 の時価

共 済 資 産	一 般 勘 定 特 別 勘 定	当 事 業 年 度 末 に お け る 共 済 資 産 の 時 価
投 資	年 金 特 定 信 託 有 価 証 券 預 貯 金	満 期 保 有 目 的 の 債 券 の う ち 期 限 が 1 年 を 超 え て 到 来 す る 国 債 、 地 方 債 、 政 府 保 証 債 、 そ の 他 の 債 券 に あ っ て は 、 当 事 業 年 度 末 に お け る 価 額 そ の 他 有 価 証 券 に あ っ て は 、 当 該 事 業 年 度 末 に お け る 信 託 資 産 の 時 価 金 銭 信 託 、 定 期 預 金 及 び 譲 渡 性 預 金 等 で 期 限 が 1 年 を 超 え て 到 来 す る 預 貯 金

5. その他、1に定める有価証券等の保有区分を適用する場合の技術的な読替えは別添のとおりとする。

6. 本通知による取扱いについては、平成16年3月期以降の決算より適用する。

(別添)

確定給付企業年金制度の法令解釈について
(平成14年3月29日年発第03290008号) 読替表

読替後	読替前
<p>第1～第5 (略)</p> <p>第6 積立金の運用に関する事項</p> <p>1～3 (略)</p> <p>4 基金における自家運用について</p> <p>(1) 令第42条第1項第3号の「第2号業務を的確に執行することができる専門的知識及び経験を有するものがあること」とは、運用業務を的確に行うために日々の<u>金融商品会計基準等に準拠した価額</u>による資産額を把握できる体制の他、有価証券の売買発注、リスク管理、コンプライアンス(法令等の遵守)等が適切に行われる内部体制を整備するとともに、次に掲げる①から③までの運用方法で運用する場合には、①から③までに規定する当該運用方法に応じた要件を満たすものであること。</p> <p>①～③ (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>第7 (略)</p> <p>第8 その他の事項</p> <p>1～3 (略)</p> <p>4 <u>積立金の額の評価を金融商品会計基準等に準拠して取扱う際には、規則第111条の「当該上回る額に相当する額」は、積立金の額から満期保有目的の債券の額、責任準備金の額又は最低積立基準額のいずれか大きい額を控除した額とすること。</u></p> <p>(別紙1)～(別紙3) (略)</p>	<p>第1～第5 (略)</p> <p>第6 積立金の運用に関する事項</p> <p>1～3 (略)</p> <p>4 基金における自家運用について</p> <p>(1) 令第42条第1項第3号の「第2号業務を的確に執行することができる専門的知識及び経験を有するものがあること」とは、運用業務を的確に行うために日々の時価による資産額を把握できる体制の他、有価証券の売買発注、リスク管理、コンプライアンス(法令等の遵守)等が適切に行われる内部体制を整備するとともに、次に掲げる①から③までの運用方法で運用する場合には、①から③までに規定する当該運用方法に応じた要件を満たすものであること。</p> <p>①～③ (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>第7 (略)</p> <p>第8 その他の事項</p> <p>1～3 (略)</p> <p>(別紙1)～(別紙3) (略)</p>

確定給付企業年金の資産運用関係者の役割及び責任に関するガイドラインについて
(平成14年3月29日年発第03290009号) 読替表

読替後	読替前
<p>(別添)</p> <p>確定給付企業年金に係る資産運用関係者の役割及び責任に関するガイドラインについて</p> <p>1 本ガイドラインの目的・性格・対象 (略)</p>	<p>(別添)</p> <p>確定給付企業年金に係る資産運用関係者の役割及び責任に関するガイドライン</p> <p>1 本ガイドラインの目的・性格・対象 (略)</p>

2 基金の資産運用関係者の役割分担（略）

3 事業主及び基金の理事

(1) 略

(2) 基本的な留意事項

(略)

(資産状況の把握)

- 事業主及び理事長等（以下「年金運用責任者」という。）は、少なくとも毎事業年度ごとに、基金全体の資産構成割合を金融商品会計基準等に準拠した価額で把握しなければならない（規則第84条参照）。

(3) ～ (4) 略

(5) 運用の委託

① 略

② 運用受託機関の管理

(略)

(報告の請求)

○ 略

- 年金運用責任者は、運用受託機関に対し、少なくとも毎事業年度ごとに、運用状況についての金融商品会計基準等に準拠した価額での報告及び満期保有目的の債券を時価で評価した価額の報告を求めなければならない。

(注) 生命保険一般勘定契約又は生命共済一般勘定契約については、当該契約に係る責任準備金に関する報告で差し支えない。

(略)

③～④ 略

(6) 基金における自家運用

①～③ 略

④ 資産状況の把握

- 理事長等は、資産額など資産運用の実態に関する正確かつ必要な情報を把握できる体制を整備し、適切に管理運用業務を行わなければならない。この場合において、有価証券等の売買を行う運用(法第136条の3第1項第5号に掲げる方法をいう。以下同じ。)を実施する場合には、日々の金融商品会計基準等に準拠した価額による資産額を把握できる体制(時価管理システム)を整備することが望ましい。

⑤～⑫ 略

(7) ～ (12) 略

4～5 略

2 基金の資産運用関係者の役割分担（略）

3 事業主及び基金の理事

(1) 略

(2) 基本的な留意事項

(略)

(資産状況の把握)

- 事業主及び理事長等（以下「年金運用責任者」という。）は、少なくとも毎事業年度ごとに、資産全体の構成割合を時価で把握しなければならない（規則第84条参照）。

(3) ～ (4) 略

(5) 運用の委託

① 略

② 運用受託機関の管理

(略)

(報告の請求)

○ 略

- 年金運用責任者は、運用受託機関に対し、少なくとも毎事業年度ごとに、運用状況についての時価での報告を求めなければならない。

(注) 生命保険一般勘定契約又は生命共済一般勘定契約については、当該契約に係る責任準備金に関する報告で差し支えない。

(略)

③～④ 略

(6) 基金における自家運用

①～③ 略

④ 資産状況の把握

- 理事長等は、資産額など資産運用の実態に関する正確かつ必要な情報を把握できる体制を整備し、適切に管理運用業務を行わなければならない。この場合において、有価証券等の売買を行う運用(法第136条の3第1項第5号に掲げる方法をいう。以下同じ。)を実施する場合には、日々の時価による資産額を把握できる体制(時価管理システム)を整備することが望ましい。

⑤～⑫ 略

(7) ～ (12) 略

4～5 略

6 その他

(1) 略

(2) 基金における代議員への報告

○ 略

(報告の内容)

○ 報告の内容としては、次の事項が考えられる。

ア 略

イ 運用結果（金融商品会計基準等に準拠した価額による資産額、資産構成、収益率、時価による資産額、運用機関ごとの運用実績等）

ウ 略

○ 略

(3) ~ (4) 略

6 その他

(1) 略

(2) 基金における代議員への報告

○ 略

(報告の内容)

○ 報告の内容としては、次の事項が考えられる。

ア 略

イ 運用結果（時価による資産額、資産構成、収益率、運用機関ごとの運用実績等）

ウ 略

○ 略

(3) ~ (4) 略